

千葉労働局発表  
千葉市発表  
平成24年7月26日

千葉労働局職業安定部求職者支援室  
室長 小出 明弘  
室長補佐 佐藤 幸生  
(直通電話) 043-221-4087

千葉市保健福祉局保護課  
(直通電話) 043-245-5108

## 千葉労働局及び千葉市による福祉・就労支援事業をスタートします

千葉労働局(局長 絹谷國雄)及び千葉市(市長 熊谷俊人)は、8月1日から生活保護受給者等の就労支援事業をより効果的に推進するため、「千葉市自立・就労サポートセンター」を開設します。

この事業は、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき、千葉労働局と千葉市との間で平成24年3月26日に協定を締結し、生活保護受給者等生活困窮者に対する福祉から就労支援の連携充実を図り、就労による早期の自立を支援するため、千葉市中央保健福祉センター内に市とハローワークの一体的な支援窓口を開設するものです。

### 1 設置目的

中央保健福祉センターの福祉担当課と同フロアにハローワーク窓口を隣接させ、生活保護受給者等に対して福祉から就労までの支援(担当者制による職業相談や求人情報の提供等)をワンストップで行うことにより、支援対象者の早期自立を目指すものです。

### 2 支援対象者

生活保護申請者、生活保護受給者、住宅手当受給者及び児童扶養手当受給者等の生活が困窮している方を対象とします。

### 3 サポートセンターの設置場所及び体制

設置場所 千葉市中央保健福祉センター内

千葉市中央区中央4-5-1 きぼーる 11階

電話 043-223-6270

実施体制 ハローワーク千葉 就職支援ナビゲーター 3名

千葉市 就労支援相談員 1名

### 4 相談日

月曜から金曜日(土日祝・年末年始除く)

午前8時30分から午後5時まで

### 5 事業開始

平成24年8月1日(水)

# 千葉市と千葉労働局（ハローワーク）の一体的実施事業

平成24年8月1日事業開始

中央保健福祉センター内に「千葉市自立・就職サポートセンター」を開設し、市と国（ハローワーク）による生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を効果的・効率的に実施

千葉市

支援対象者の選定、相談の実施等

## ① 事業内容

・生活保護受給者、住宅手当受給者、児童扶養手当受給者等に対する就労支援

## ② 協定・事業計画

・千葉市長と千葉労働局長・ハローワーク千葉及びハローワーク千葉南所長の間で協定を締結  
・数値目標を盛り込んだ事業計画を相互間で策定

千葉市自立・就労サポートセンター H24年度目標：支援対象者数210人・就職者数84人  
(運携事業として、市内他区への生活保護受給者等就労支援出張相談を実施します。)

## ③ 運営協議会

・千葉市、千葉労働局、ハローワーク千葉及びハローワーク千葉南をメンバーとする運営協議会を設置（千葉市経済農政局長が会長）

(国)ハローワーク

職業紹介・職業相談の実施等



市福祉担当課と同フロア内（きぼーる11階）に窓口を設置し就職支援ナビ（国）を配置。身近な市役所で国の職員が個別担当者制で支援を行い、福祉から就労まで一体的支援等を実現。

# 一体的実施について

- 「アクション・プラン」～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき、一体的実施を推進
- この事業は、希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施するもの
- 一体的実施は、①自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと、②利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置することなど、自治体主導でハローワークと一体となったさまざまな工夫が行える新しい事業

自治体

協定(自治体・国)

自治体の意向が反映されるよう、協定の中に、自治体から国に対して  
要望・要請があった場合には国は誠実に対応する旨を規定

国

運営協議会

自治体・国・地域の労使等が参加し、運営

運営方針を決定

一体的実施施設

○ 職業紹介・職業相談【国】

○ 職業訓練、住宅、福祉相談等【都道府県・市町村】

※自治体が行うサービスの種類は地域の実情に応じて提供

【都道府県・市町村】  
職業能力開発、住宅  
政策、福祉政策等の  
実施

【ハローワーク】  
職業紹介  
全国ネットワーク

◎ 各事業は、協定や運営協議会の運営方針を踏まえ、それぞれの実施主体が責任をもって実施